



検索

千葉市 介護保険管理課

FAX 043-245-5623

千葉市保健福祉局高齢障害部介護保険管理課 ☎ 043-245-5061

- 中央区 ☎ 043-221-2198 FAX 043-221-2602
- 花見川区 ☎ 043-275-6401 FAX 043-275-6317
- 稲毛区 ☎ 043-284-6242 FAX 043-284-6193
- 若葉区 ☎ 043-233-8264 FAX 043-233-8251
- 緑区 ☎ 043-292-9491 FAX 043-292-8276
- 美浜区 ☎ 043-270-4073 FAX 043-270-3281

電話のおかけ間違いのないよう、ご確認ください。

介護保険のお問い合わせは、各区の介護保険室まで

介護保険料のしおり



65歳
以上の方へ

も く じ

介護保険制度と財源	1
保険料の決め方	2
保険料の計算方法	3
保険料は所得段階ごとに決まります	4
合計所得金額とは	6
令和3年度の保険料より所得指標が見直されました	7
所得金額調整控除とは	8
保険料の納め方（特別徴収、普通徴収）	9
保険料の納付は口座振替が便利です	15
保険料の減免制度があります	16
保険料を納めないでいると	18
滞納保険料の相談窓口	19
保険料について知っておきたいQ & A	20
介護保険で利用できるサービスや介護関係事業	23
市へ届け出（申請）が必要な制度について	24
予防接種自己負担金の免除や生活相談	25

65歳から

介護保険料の納め方が変わります

65歳以上の方

第1号被保険者といって、介護保険料と医療保険料を別々に納付します。納付方法などをこの冊子でご案内します。



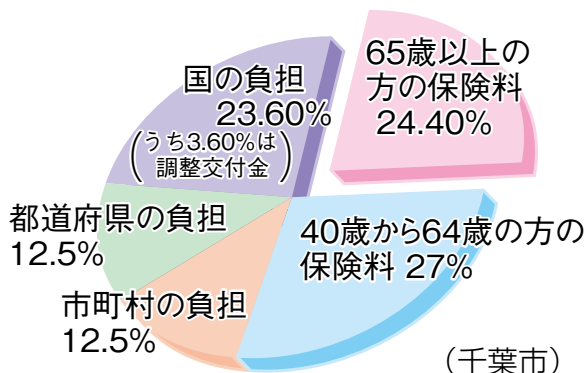
40歳から64歳までの方

第2号被保険者といって、介護分保険料と医療保険料を一緒に納付します。職場の医療保険に加入している方は給料などからの天引きによる納付、国民健康保険に加入している方は世帯主が納付します。

介護保険制度と財源

介護保険制度は高齢者の介護を社会全体で支えあう制度で、40歳以上の方に納めていただく保険料と公費を財源に市が運営しています。

■介護保険の財源は…（居宅給付費）



介護保険料は制度の運営にとって大切な財源となりますので、誰もが安心して介護サービスを利用できるよう、保険料は必ず納めてください。

※介護予防、総合相談・支援、権利擁護などの地域支援事業にも保険料が充てられています。



保険料の決め方

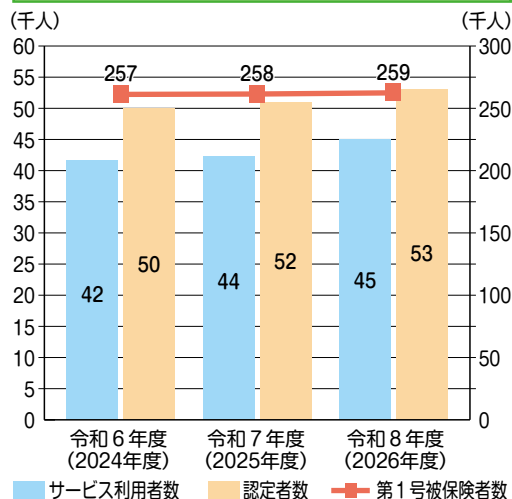
65 歳以上の方の保険料は、本人とその世帯の前年の所得状況を保険料段階表（P 4～5）に当てはめて個人ごとに決定し、各段階の保険料額は、介護サービス量の見込みなどから3年ごとに見直しています。

令和6～8年度は、団塊の世代が75 歳以上になるなど、後期高齢者数が増加することに伴い、要支援・要介護認定者の増加や重度化が見込まれ、介護サービス利用量の増加が予想されます。

また、介護報酬の増額改定もあることから、介護保険サービスに要する費用の大幅な増加が見込まれ、保険料の引き上げは避けられない状況です。

市では、保険料額の上昇をできる限り抑えるために、介護給付準備基金を活用するとともに、負担能力に応じた保険料設定となるよう努めています。

第1号（65歳以上）被保険者数、要支援・要介護認定者数、サービス利用者数の見込み



2

保険料の計算方法

65歳になった方などの保険料は月割りで計算します

65歳になった方や転入・転出・死亡した方の保険料は、資格を取得した月から、資格を喪失した月の前月までの月数に応じて計算します。

なお、下記の計算式によって求められた保険料の月額と実際の納期ごとの額は、納付方法や納期数によって異なります。

3

$$\text{保険料段階別年額保険料} \div 12\text{か月} \times \text{資格を取得した月から喪失した月の前月までの月数} = \text{納めていただく保険料}$$

例 保険料段階別年額保険料が第5段階（年額75,600円）の方が、5月に千葉市に転入し、12月に市外へ転出した場合→5月から11月までの7か月分の保険料を納めることになります。

$$75,600\text{円} \div 12\text{か月} \times 7\text{か月} = 44,100\text{円}$$

保険料は所得段階ごとに決まります

年額保険料は**基準額（第5段階年額保険料75,600円）**×**保険料率**です。なお、表中の月額保険料は、年額保険料を12で割った額です。実際の納付額とは異なります。

保険料段階	対象となる方		保険料率	年額保険料	(月額)
第1段階	本人が市民税非課税 ※4	老齢福祉年金受給者で世帯員全員が市民税非課税の方、生活保護被保護者、中国残留邦人等支援給付を受給している方等	× 0.285	21,546 円	1,796 円
第2段階		本人の「公的年金等収入額※1」とその他の「合計所得金額※2」の合計額が80.9万円以下の方等	×		
第3段階		本人の「公的年金等収入額」とその他の「合計所得金額」の合計額が80.9万円を超えて120万円以下の方等	× 0.385	29,106 円	2,426 円
第4段階		上記第1・2段階以外の方、転入等により世帯の課税状況などが把握できない方等 ※3	× 0.685	51,786 円	4,316 円
第5段階 (基準額)	同じ世帯に市民税課税者がいる方 ※4	本人の「公的年金等収入額」とその他の「合計所得金額」の合計額が80.9万円以下の方等	× 0.9	68,040 円	5,670 円
		上記以外の方等	× 1.0	75,600 円	6,300 円

第6段階	本人が市民税課税	本人の「合計所得金額」が80万円未満の方等	× 1.1	83,160 円	6,930 円
第7段階		本人の「合計所得金額」が80万円以上125万円未満の方等	× 1.15	86,940 円	7,245 円
第8段階		本人の「合計所得金額」が125万円以上190万円未満の方等	× 1.3	98,280 円	8,190 円
第9段階		本人の「合計所得金額」が190万円以上300万円未満の方等	× 1.55	117,180 円	9,765 円
第10段階		本人の「合計所得金額」が300万円以上500万円未満の方等	× 1.8	136,080 円	11,340 円
第11段階		本人の「合計所得金額」が500万円以上700万円未満の方等	× 2.1	158,760 円	13,230 円
第12段階		本人の「合計所得金額」が700万円以上900万円未満の方等	× 2.4	181,440 円	15,120 円
第13段階		本人の「合計所得金額」が900万円以上の方	× 2.7	204,120 円	17,010 円

※1 公的年金等収入額とは、国民年金や厚生年金など市民税の課税対象となる年金収入の合計額です。遺族年金・障害年金・老齢福祉年金は含みません。

※2 合計所得金額については、次ページをご覧ください。

※3 千葉市に転入された方などで被保険者及び世帯員の課税状況、合計所得金額等が把握できない場合、保険料段階は暫定的に第3段階になることがあります。確定後に保険料段階に変更が生じた場合は、変更決定通知書でお知らせします。

※4 保険料は、毎年4月1日（4月2日以降に資格取得の場合は資格取得日）時点の世帯構成により賦課します。

また、第1と第2段階、第4と第5段階を区分するしきい値について、令和6年（1～12月）の老齢基礎年金（満額）の支給額に合わせて、令和7年度より基準が変更されました。

合計所得金額とは

合計所得金額とは、損失の繰越控除をしないで計算した総所得金額（事業所得、給与所得、雑所得等）、特別控除前の土地・建物等の分離譲渡所得金額等の合計額をいいます。
なお、合計所得金額がマイナスとなる場合は、0円として取扱います。

保険料段階の判定には

●特別控除額を控除した額を用います

合計所得金額から、租税特別措置法に規定されている長期譲渡所得または短期譲渡所得に係る特別控除額を控除して得た額を用います（上限金額あり）。

●公的年金等に係る雑所得を控除した額を用います（第1段階から第5段階）

保険料段階が第1段階から第5段階までの判定には、合計所得金額から公的年金等収入額に係る所得（雑所得）を控除した額を用います。

*保険料段階賦課決定に用いた合計所得金額は、保険料の決定通知書または変更決定通知書に記載されています。

収入 > 必要経費等 > 合計所得金額 > 繰越控除 > 総所得金額 > 所得控除 > 課税所得金額

6

令和3年度の保険料より所得指標が見直されました

平成30年度税制改正により、令和2年分以後の所得税等について給与所得控除及び公的年金控除の控除額が10万円引き下げられ、どのような所得にも適用される基礎控除の控除額が10万円引き上げられました。この改正により、以前と同じ収入であっても保険料の負担が増加しないよう、令和3年度より所得指標の見直しが行われました。

なお、第6段階～第13段階における「合計所得金額」の所得指標の見直しにつきましては、令和6年度から新たな保険料段階の設定を行ったため、令和5年度までの取扱いとなります。

7

第1段階～第5段階における「公的年金等収入額」とその他の「合計所得金額」について

●所得金額調整控除^(※1)の適用がある場合

その他の「合計所得金額」に給与所得が含まれている場合には、給与所得の金額に所得金額調整控除の額を加えて得た額から10万円を控除した額を用います^(※2)。

●所得金額調整控除^(※1)の適用がない場合

その他の「合計所得金額」に給与所得が含まれている場合には、給与所得の金額から10万円を控除した額を用います^(※2)。

※1 所得金額調整控除②の適用です。詳細は次のページをご覧ください。

※2 控除後の額が0円を下回る場合は0円とします。

所得金額調整控除とは

令和2年分以後の所得税等において、特定の収入にのみ適用される給与所得控除額・公的年金等控除額がそれぞれ10万円引き下げられ、どのような所得にでも適用される基礎控除の控除額が10万円引き上げられました。それに伴い、下記に該当する場合は、給与所得から所得金額調整控除が控除されることとなります。

所得金額調整控除①（給与等の収入金額が850万円を超え、次のいずれかに該当する場合）

- (1) 特別障害者に該当する
- (2) 年齢 23 歳未満の扶養親族を有する
- (3) 特別障害者である同一生計配偶者もしくは扶養親族を有する

所得金額調整控除額 = (給与等の収入額(1,000万円を超える場合は1,000万円) - 850万円) × 10%

所得金額調整控除②（給与所得控除後の給与等の金額及び公的年金に係る雑所得の金額があり、給与所得控除後の給与等の金額と公的年金等に係る雑所得の金額の合計が10万円を超える場合）

所得金額調整控除額 = (給与所得控除後の給与等の金額(10万円を限度) + 公的年金等に係る雑所得の金額(10万円を限度)) - 10万円

8

保険料の納め方

保険料の納め方は、**特別徴収（年金天引き）**と**普通徴収（口座振替や納付書払い）**の2種類に分かれます。

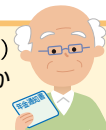
なお、保険料の納め方は法律で定められているため、任意に変更することはできませんのでご理解ください。

年金が年額18万円以上の方

4月1日現在、千葉市にお住まいで既に年金を受給されている方です。

特別徴収
(年金天引き)

年金の定期支払（偶数月）の際に、介護保険料があらかじめ天引きされます。



年金が年額18万円未満など特別徴収に該当しない方

普通徴収
(口座振替や納付書払い)

区介護保険室から送付される納付書や口座振替により、金融機関やコンビニエンスストア等で直接納めてください。

転入された方や65歳に到達された方は、年金が年額18万円以上でも、日本年金機構等との調整のため、特別徴収の開始が約6か月～1年後の年金支給月からとなります。それまでは納付書または口座振替による納付をお願いします（P12参照）。

9

特別徴収

前年度から引き続いて納付方法が特別徴収の方は、下記①～③の区分で保険料の納付額が調整されます。なお、今年度から特別徴収開始となった方、前年度に比べ保険料額が大幅に変更となった方などは、計算方法や納付額調整の仕方が異なります。

① 4月・6月

前年度2月分と同額の保険料

② 8月

今年度の年額保険料から①の保険料を差し引いた額の1/4（100円未満切り捨て）

③ 10月・12月・2月

今年度の年額保険料から①②の保険料を差し引いた額の1/3（100円未満の端数は10月分で調整）

前年度			今年度					
			①		②	③		
10月	12月	2月	4月	6月	8月	10月	12月	2月
本徴収			仮徴収			本徴収		

10

【特別徴収の納付例】

例 前年度・今年度ともに第3段階の方
（年額保険料前年度51,786円、今年度51,786円）

4月・6月 → 前年度2月分と同じ9,100円を納めます。

8月 → 年額保険料（51,786円）から4月・6月分（18,200円）を差し引いた額（33,586円）の1/4の額を納めます（100円未満の端数は切り捨てます）。

10月・12月・2月 → 年額保険料（51,786円）から4月・6月・8月分を差し引いた額（25,286円）の1/3の額（8,400円）となります（100円未満の端数が出る場合は10月分で調整）。

前年度	今年度					
2月	4月	6月	8月	10月	12月	2月
9,100円	9,100円	9,100円	8,300円	8,486円	8,400円	8,400円
	51,786円					

※前年度2月の納付額の違いにより、納期ごとの納付額が上の表と異なる場合があります。

11

65歳になった方など特別徴収の開始時期

年金が年額18万円以上の方は原則、介護保険料が特別徴収されますが、市と年金保険者の調整が整うまでの6か月～1年程度の間、特別徴収は開始されません。また、年金支給の繰下げ申出期間中も特別徴収は開始されません。

特別徴収が開始されるまでは、普通徴収（口座振替や納付書払い）で介護保険料をお支払いください。なお、特別徴収開始と同時に口座からの引き落としは停止します。

【年金支給開始月と特別徴収開始月の関係】

年金の支給開始月

2月

4月

6月・8月・10月

12月



特別徴収開始月（目安）

8月から

10月から

翌年 4月から

翌年 6月から

12

保険料の納め方が変更になる場合

次のような場合には、年金が年額18万円以上の方でも、特別徴収（年金天引き）から普通徴収（口座振替や納付書払い）へ保険料の納め方が変更になります。

●年度の途中で保険料段階が変更（保険料額が減額・増額）となったとき

- * 保険料段階が下がった（保険料額が減額となった）場合
特別徴収が中止されるため、普通徴収で納めてください。
- * 保険料段階が上がった（保険料額が増額となった）場合
特別徴収と併せて、増額分の保険料を普通徴収で納めてください。

●千葉市へ転入したとき

他市町村から千葉市へ転入した月から、一定期間は普通徴収で納めてください。

●他市町村へ転出したとき

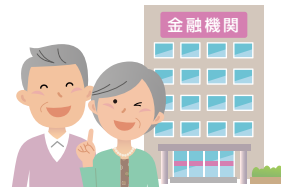
千葉市から他市町村へ転出した前月分までは特別徴収ですが、転入先市町村では、転入した月から一定期間は普通徴収で納めてください。

※転出や死亡などにより千葉市の被保険者資格を喪失した場合は、特別徴収が中止されますが、手続きの時期により特別徴収の中止に期間を要することがあります。

13

普通徴収

納付方法が普通徴収の方は、納付書や口座振替等で保険料を納めてください。



納付回数 年10回（6月～翌年3月）

納期限 原則、各月末。月末が土・日・休日の場合はその翌日。

- **口座振替** **おすすめ**（一度口座振替の手続きをすると、次年度以降も継続して指定口座からの引き落としになります。申込手続きはP15へ）
- **納付書**（金融機関窓口、コンビニエンスストア、銀行 ATM、インターネットバンキングなどに対応しています。）
- **スマートフォン決済** ※対応アプリ…PayPay 請求書払い、PayB（令和7年4月現在）

納付書のバーコードを読み込み、支払いを行う決済方法です。領収書の発行はありませんので、納付済みであることをメモするなど重複納付にご注意ください。

注意事項

- 特別徴収の方が任意に支払方法を変更することはできません（介護保険法第135条）。

保険料の納付は口座振替が便利です

申込み方法

- 1 郵送で申込み（振替開始まで2～3か月程度）※介護保険料決定・変更通知書に同封の専用はがき
 - 2 市内の金融機関窓口で申込み（振替開始まで1～2か月程度）
（持ち物）●被保険者番号がわかるもの（介護保険被保険者証など） ●通帳 ●口座届出印
 - 3 インターネットから申込み（振替開始まで1～2か月程度）
※対応金融機関…千葉銀行・京葉銀行・千葉興業銀行・千葉信用金庫・常陽銀行・ゆうちょ銀行・みずほ銀行・三井住友銀行・りそな銀行・（令和7年4月現在） 東京スター銀行・銚子信用金庫・佐原信用金庫・中央労働金庫・三菱UFJ銀行・千葉みらい農業協同組合

千葉市 介護保険料web口座振替 


 - 4 各区介護保険室の窓口に設置してある口座振替受付端末で申込み（振替開始まで1か月程度）
（持ち物）●被保険者番号がわかるもの（介護保険被保険者証など） ●キャッシュカード ●本人確認書類
※対応金融機関…千葉銀行、京葉銀行、千葉興業銀行、みずほ銀行、三菱UFJ銀行、りそな銀行、埼玉りそな銀行、（令和7年4月現在） 三井住友銀行、千葉信用金庫、銚子信用金庫、佐原信用金庫、中央労働金庫、ゆうちょ銀行
※キャッシュカードについて
・④の申込みは、キャッシュカードの所有者ご本人様のみの受付となります。
・IC専用キャッシュカード、代理人カードなど、使用できないカードがあります。
- 口座振替の開始時期は、各区介護保険室より「はがき」でお知らせします。開始月までは納付書にてお支払いください。

保険料の減免制度があります

保険料の減免制度はいずれも申請が必要となります。詳しい要件・申請方法などは市ホームページをご確認ください。

低所得者に対する本市独自の減免

〈対 象 者〉保険料の「所得段階区分」(P 4・5 参照) が第2・3 段階の方で、収入や資産などの状況が下記①～③のすべてに該当する方。

16

〈減免内容〉申請により年度末まで保険料が第1段階相当額に減免されます。

- ① 収 入: 世帯の前年1 年間の収入額が、1 人世帯で150万円以下、2 人世帯で200万円以下、3 人以上の世帯は1 人増えるごとに50万円加算した金額以下となっている方。
- ② 扶 養: 世帯を別にする方の扶養を受けていない方。
- ③ 資 産: 世帯の預貯金等が、1 人世帯で350万円(世帯が1 人増えるごとに100万円を加算した額) 以下の方。また、居住用や世帯の収入を得るため以外に、土地や家屋を所有していない方。

災害などの特別な事情による減免

〈対 象 者〉以下の①～③のいずれかに該当する方。

〈減免内容〉申請により最長で1 年間、保険料が1 / 2 又は全額減免されます。

- ① 災害により、「介護保険の被保険者本人」又は「被保険者の世帯の生計をおもに維持する方」が所有する住宅、家財等が半壊以上の損害を受けた方。
- ② 「世帯の生計をおもに維持する方」の死亡、長期入院、事業の休廃止などにより、その後1 年間の収入が著しく減少する見込みの方(自己都合による退職や定年退職は含みません)。
- ③ 刑事施設等に1 か月以上収容された方。



17

上記のほかに東日本大震災により被災した方の減免制度もあります。各減免の申請は、保険料減免申請書に減免内容を証明できるものを添付のうえ、各区介護保険室へ申請してください。

保険料を納めないでいると

保険料を納めないでいると、納期限からの経過期間に応じて延滞金が発生するほか、介護サービス利用時に下記①～③の不利益が生じます（給付制限。「介護保険被保険者証」に記載されます）。また、財産が差押えられることもあります。

なお、納期限から2年を過ぎると時効により保険料が納付できなくなります。

① 納期限から1年以上経過した場合【支払方法の変更】

利用した介護サービス費用の全額をいったん利用者が負担し、申請により後から保険給付分が支払われることになります。

② 納期限から1年6か月以上経過した場合【一時差止等】

保険給付の一部または全部が差し止めとなったり、保険給付から滞納保険料分の金額が差し引かれます。

③ 納期限から2年以上経過した場合【給付額減額】

自己負担の割合が1割・2割の方→3割、3割の方→4割へ引き上げられます。

ご注意ください



18

滞納保険料の相談窓口

令和2年10月より、下記税・料金の中に1つでも滞納（納期限が前年度以前で未払いのもの）がある場合の納付相談窓口が市税事務所に変わりました。市税事務所では納付相談のほか、これらの税・料金の滞納整理（差押えなど）を一元的に行います。

対象の税・料金 ○市税 ○国民健康保険料 ○介護保険料 ○後期高齢者医療保険料
○保育料 ○下水道使用料（一部）

お住まいの区により担当事務所、担当課が異なります。

担当事務所	担当課	担当区	電話番号	場 所
東部市税事務所 (若葉区役所内)	納税第一課	中央区	043-233-8138	若葉区役所 2 階 (若葉区桜木北 2-1-1)
	納税第二課	若葉区	043-233-8368	
		緑区	043-233-8189	
西部市税事務所 (美浜区役所内)	納税第一課	市外	043-270-3138	美浜区役所 2 階 (美浜区真砂 5-15-1)
	納税第二課	花見川区	043-270-3170	
		稲毛区	043-270-3284	
		美浜区	043-270-3171	

19

※令和7年度介護保険料のみ未納の場合は、各区介護保険室へご相談ください。

保険料について知っておきたい Q & A

Q

65歳になりましたが、国民健康保険で介護分保険料を支払っているのに、介護保険の保険料納付書が送られてきました。保険料の二重払いになりませんか？

A

誕生月を基にそれぞれ保険料を計算しますので、納期の重複はありますが、保険料の二重払いではありません。各保険料の計算方法は次のとおりです。

- 国民健康保険の介護保険料分 = 誕生月の前月（誕生日が1日の方は前々月）までの保険料を計算し、1年間を通じて納期ごとに振り分けます。
- 介護保険料 = 誕生月（誕生日が1日の方は前月）から保険料を計算し、誕生日の翌月（誕生日が1日～16日の方は誕生月）から年度末までの納期ごとに振り分けます。

20

Q

夫婦とも65歳以上ですが、この場合2人分の保険料を納めるのですか？

A

介護保険では、65歳以上の方は、すべて第1号被保険者となりますので、夫、妻ともそれぞれに保険料を納めていただくことになります。

Q

65歳を過ぎて会社勤めをしています。会社の給与から介護保険料が引かれています。これからも引かれるのですか？

A

会社の医療保険に加入されている場合などは、65歳になった月以降も医療保険料に含まれて介護保険料が給与から引かれる場合があります。

（例）・前月分の保険料を翌月に引いている場合

・被扶養者として40歳以上64歳以下の方（第2号被保険者）がいる場合 など

加入されている医療保険により条件が異なりますので、詳しくはご加入の健康保険組合や共済組合等医療保険の窓口にお問い合わせください。

21

Q

前の住所地では、住民税が課税されていました。千葉市に転入してから介護保険料が非課税世帯の保険料段階である第3段階で通知されました。なぜですか？

A

被保険者本人および世帯員の課税状況や合計所得金額等が把握できない場合、暫定的に保険料段階が第3段階になることがあります。保険料決定通知後、前住所地からの課税状況照会結果等により保険料段階に変更がある場合は、介護保険料変更通知でお知らせします。



年金振込通知書と介護保険料決定通知書の額が異なるのはなぜですか？



日本年金機構等が「年金振込通知書」を送付する時点では、市町村と日本年金機構等とのスケジュールの都合上、その後変更予定の介護保険料のデータが日本年金機構等において反映できないためです。各区介護保険室からお送りする「介護保険料額決定通知書」によりご確認ください。



今まで介護保険料は年金から天引きされていたのに、納付書が届きました。どうしてですか？



次のような方は、年金からの天引き（特別徴収）は停止となり、しばらくの間、納付書や口座振替（普通徴収）で介護保険料を納めていただくことになります。

- ① 他市町村から転入してきた場合 ② 受給されている年金の種類が変わった場合
 - ③ 年金の現況届の提出が遅れた場合 ④ 年金を担保に借り入れされた場合
 - ⑤ 税の修正申告をした結果、介護保険料額が減額になった場合
- ※増額の場合は、増額分のみ普通徴収になります

22



遡りで税の申告をしましたが、介護保険料は変わりますか？



介護保険料の賦課決定には期間制限があるため、起算日から2年以内の保険料は変更の可能性がありますが、2年を経過した日以後は変更ができなくなります。（介護保険法第200条の2）

介護保険で利用できるサービスや介護関係事業

要介護認定等の申請方法や介護保険で利用できるサービスの内容は、パンフレット「みんなで支え合う介護保険」でご紹介しています。各区介護保険室で配布しているほか、市ホームページでも公開していますので、ぜひご覧ください。

千葉市 みんなで支え合う介護保険

検索

QRコード



23

介護サービスが必要になったら

お住まいの区の介護保険室に要介護認定等の申請が必要です。

要介護1～5、要支援1・2の認定を受けた方が利用できるサービス

訪問介護やデイサービス、福祉用具の貸与や特別養護老人ホームなど施設への入所など。

65歳以上の方なら利用できる介護予防事業

積極的な地域貢献・社会参加を奨励支援する介護支援ボランティア事業など。

市へ届け出(申請)が必要な制度について〈サービス利用関係〉

介護サービスの利用にあたり、市への届け出(申請)が必要な制度があります。手続方法等、詳しくは各区介護保険室へお問い合わせください。なお、滞納の場合、給付が制限されます。

利用者負担の軽減及び減免制度

申請により、利用者負担の一部軽減を受けられます。

- ・ 特定の施設サービスを利用する方の食費・居住費の軽減
- ・ 社会福祉法人等による利用者負担額の軽減
- ・ 災害等にあわれた方に対する利用者負担の減免
- ・ 高額介護サービス費等の支給



24

交通事故等が原因で介護サービスを利用する場合

交通事故等が原因で介護サービスを利用する場合は、市への届出が義務付けられています【第三者行為求償制度】。市は、事故の加害者(第三者)に対し賠償請求を行い、得られた賠償金を介護保険に充当しています。

予防接種自己負担金の免除や生活相談

予防接種自己負担金免除

高齢者肺炎球菌(4月～3月)及びインフルエンザ(10月～12月)の予防接種の対象となる方で、保険料段階が第1段階から第3段階の方は、自己負担が免除されます。介護保険料決定通知書を無くさずに保管し、接種を受ける際は保険料段階が記載されているページの写しを医療機関に提出してください。(予防接種自己負担金免除に関する担当課:千葉市 医療政策課)

お問い合わせ:市役所コールセンター TEL 043-245-4894

25

生活自立・仕事相談センターの相談受付

さまざまな理由により生活にお困りの方に寄り添い、経済的社会的自立に向けて支援する相談窓口として「千葉市生活自立・仕事相談センター」を設けています。生活にお困りの状況がありましたら、まずは各生活自立・仕事相談センターへご相談ください。

TEL【中央】043-202-5563 【花見川】043-307-6765 【稲毛】043-207-7070
【若葉】043-312-1723 【緑】043-293-1133 【美浜】043-270-5811